

令和3年度前橋市ごみ減量化器具購入費助成金交付要項

令和3年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所ごみ減量課（2階）</p> <p style="text-align: center;">電話 027-898-6272（直通） 027-224-1111（内線3272）</p> <p style="text-align: center;">電子メールアドレス gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp</p>

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>家庭内で発生する厨芥類（生ごみ）及び自宅の庭木の剪定枝等、又は、自治会施設等の庭木の剪定枝等の減量とリサイクルを推進するため、ごみ減量化器具（生ごみ処理機及び枝葉粉砕機）の購入費の一部を助成します。</p>		
内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">補助事業者</td> <td style="padding: 5px;"> <p>1 生ごみ処理機（電動式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器） 生ごみ処理機を購入し、次のいずれにも該当する人。助成は一世帯につき一基とします。ただし、生ごみ処理容器のうち密閉型容器については一組（二基）を限度とします。</p> <p>(1) 本市に住所を有し、現に居住している者。</p> <p>(2) 電動式生ごみ処理機を居住している敷地内に設置し、家庭から出た生ごみを処理するために使用する者。</p> <p>(3) 過去5年間、本人又は同一の世帯の者が、電動式生ごみ処理機購入費に係る助成金の交付を受けていない者。</p> <p>2 枝葉粉砕機 枝葉粉砕機を購入し、次に該当する者又は自治会。ただし、一世帯又は一自治会につき一基を限度とします。</p> <p>(1) 本市に住所を有し、現に居住している者</p> <p>(ア) 居住している敷地の枝葉を処理するために使用する者。</p> <p>(イ) 過去5年間、本人又は同一の世帯の者が、枝葉粉砕機に係る助成金の交付を受けていない者。</p> <p>(2) 自治会</p> <p>(ア) 自治会施設等の枝葉を処理するために、枝葉粉砕機を使用する自治会。</p> <p>(イ) 過去5年間、枝葉粉砕機に係る助成の交付を受けていない自治会。</p> <p>3 上記1、2とも令和3年4月1日以降購入した者。</p> </td> </tr> </table>	補助事業者	<p>1 生ごみ処理機（電動式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器） 生ごみ処理機を購入し、次のいずれにも該当する人。助成は一世帯につき一基とします。ただし、生ごみ処理容器のうち密閉型容器については一組（二基）を限度とします。</p> <p>(1) 本市に住所を有し、現に居住している者。</p> <p>(2) 電動式生ごみ処理機を居住している敷地内に設置し、家庭から出た生ごみを処理するために使用する者。</p> <p>(3) 過去5年間、本人又は同一の世帯の者が、電動式生ごみ処理機購入費に係る助成金の交付を受けていない者。</p> <p>2 枝葉粉砕機 枝葉粉砕機を購入し、次に該当する者又は自治会。ただし、一世帯又は一自治会につき一基を限度とします。</p> <p>(1) 本市に住所を有し、現に居住している者</p> <p>(ア) 居住している敷地の枝葉を処理するために使用する者。</p> <p>(イ) 過去5年間、本人又は同一の世帯の者が、枝葉粉砕機に係る助成金の交付を受けていない者。</p> <p>(2) 自治会</p> <p>(ア) 自治会施設等の枝葉を処理するために、枝葉粉砕機を使用する自治会。</p> <p>(イ) 過去5年間、枝葉粉砕機に係る助成の交付を受けていない自治会。</p> <p>3 上記1、2とも令和3年4月1日以降購入した者。</p>
補助事業者	<p>1 生ごみ処理機（電動式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器） 生ごみ処理機を購入し、次のいずれにも該当する人。助成は一世帯につき一基とします。ただし、生ごみ処理容器のうち密閉型容器については一組（二基）を限度とします。</p> <p>(1) 本市に住所を有し、現に居住している者。</p> <p>(2) 電動式生ごみ処理機を居住している敷地内に設置し、家庭から出た生ごみを処理するために使用する者。</p> <p>(3) 過去5年間、本人又は同一の世帯の者が、電動式生ごみ処理機購入費に係る助成金の交付を受けていない者。</p> <p>2 枝葉粉砕機 枝葉粉砕機を購入し、次に該当する者又は自治会。ただし、一世帯又は一自治会につき一基を限度とします。</p> <p>(1) 本市に住所を有し、現に居住している者</p> <p>(ア) 居住している敷地の枝葉を処理するために使用する者。</p> <p>(イ) 過去5年間、本人又は同一の世帯の者が、枝葉粉砕機に係る助成金の交付を受けていない者。</p> <p>(2) 自治会</p> <p>(ア) 自治会施設等の枝葉を処理するために、枝葉粉砕機を使用する自治会。</p> <p>(イ) 過去5年間、枝葉粉砕機に係る助成の交付を受けていない自治会。</p> <p>3 上記1、2とも令和3年4月1日以降購入した者。</p>		
交付の対象となる事務（事業）及び対象経費	<p>次に掲げるごみ減量化器具の本体の購入に要した経費（送料や代引き手数料は除く）とします。ただし、中古品や転売品、ディスプレイは対象となりません。</p> <p>1 生ごみ処理容器は微生物の活動を利用して生ごみを分解するための容器で、市長が認めるもの。</p> <p>2 電動式生ごみ処理機は、生ごみを乾燥、発酵又は微生物の活動を利用して分解することにより、減量化又は堆肥化することを目的とする電動式機器で、市長が認めるもの。</p>		

		3 枝葉粉碎機は、枝葉を動力を用いて細かく砕くことを主とする機器で、市長が認めるもの。
	交付金額	<p>1 生ごみ処理容器は、購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、3,000円を限度とします。</p> <p>2 電動式生ごみ処理機は、購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、20,000円を限度とします。</p> <p>3 枝葉粉碎機は購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、10,000円を限度とします。</p> <p>4 上記1～3とも購入費とは現金及びクレジットカードで支払った額とする。（クーポン利用、ポイントで支払った額は対象外）</p>
交付 手 続 等	交付条件	<p>1 ごみ減量化器具の機能を良好な状況で保持し、5年以上使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。</p> <p>2 ごみ減量化器具により処理したものは、自らの責任において有効に活用してください。</p>
	交付申請の方法、時期等	<p>ごみ減量化器具を購入する前に必ずごみ減量課へ電話またはメールで助成金交付の申し込みをしてください。予算額に達した時点で申し込みの受付は終了します。</p> <p>交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添付して、申込日から2か月以内（令和4年2月1日以降の場合は令和4年3月31日まで）に申請してください。なお、押印は省略することが可能です。</p> <p>1 領収書（申請者氏名及び購入品目の名称等が明記されている原本）</p> <p>2 製造メーカー保証書の写し（電動式生ごみ処理機および枝葉粉碎機の場合）（型番、製造番号、保証期間、申請者氏名、住所等が明記されており、購入先がわかるもの）</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定、確定の時期等	<p>1 申請のあった翌月に決定及び確定します。ただし、3月中に提出がされたものは当月内に決定及び確定します。</p> <p>2 交付決定及び確定後、交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により通知します。</p>
	請求の方法、支払時期等	<p>1 交付請求書（様式第3号）を提出し、請求してください。</p> <p>2 提出された請求書に基づき請求日から20日以内に支払います。</p>
	交付決定の取消し 又は助成金の返還	<p>1 次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、助成金を返還しなければなりません。</p>

		<p>(1) 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額。</p> <p>(2) 交付を受けた助成金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額。</p>
	<p>申請書等の様式</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）及び市長が必要と認める書類 2 交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号） 3 交付請求書（様式第3号）